

入・進学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ ～「在学届」の提出について～

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、平成19年4月以降も学部又は大学院に在学する場合、「在学届」を提出することにより在学期間中の返還が猶予されます。

該当する学生は、下記を参照し届出してください。

記

- 届出対象者・・・(1)平成19年4月に大学院へ入・進学する学生
(2)以前に「在学届」を提出した者のうち、休学・留年等で平成19年4月以降も引き続き在学する学生
(3)前年度中に貸与が終了(辞退)した者のうち、平成19年4月以降も引き続き在学する学生
- 提出期間・・・平成19年4月2日(月)～4月20日(金)
- 提出先・・・所属する学部・研究科の奨学金担当係
→公共政策大学院係
- 提出書類・・・「在学届」
「返還のてびき」に綴じこまれている「在学届」を使用するか、日本学生支援機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp>)【日本学生支援機構トップページ→奨学金→〈返還〉各種願出用紙→在学届】からダウンロードして使用してください。また、学生部生活支援課奨学チーム(安田講堂1階学生部センター内)でも配付しています。

平成19年3月14日
学生部生活支援課